

補助金制度等に係る指針

**平成 20 年 10 月
志 布 志 市
(平成 30 年 10 月改訂)**

目 次

I 補助金制度に係る指針

1	補助金の整理合理化について	2
2	現状と課題	2
(1)	現状	
(2)	課題	
(3)	現補助金の種別とその課題	
3	整理合理化の視点	3
(1)	基本的な視点	
(2)	評価項目	
(3)	整理合理化の重点項目	
4	補助金の交付と見直しに関する基準	5
(1)	補助金交付基準	
(2)	補助金見直し基準	
(3)	補助金制度の公表	

II 受益者負担の適正化（使用料見直し）に係る指針

1	使用料設定の基本	9
(1)	使用料設定に関する基本的な考え方	
(2)	検討対象施設	
2	原価の算定	10
(1)	原価算定に関する基本的な考え方	
(2)	使用料算定の方法	
3	施設の性質別分類と負担割合	11
(1)	性質別分類に関する基本的な考え方	
(2)	性質別分類	
(3)	各分類枠の考え方と性質別負担率	
(4)	施設を各分類枠へ仕分けする方法	
(5)	各施設における目的外利用の取り扱い	
4	円滑な改定のための措置	14
(1)	激変緩和措置	
(2)	受益者負担適正化の実施に当たって	
(3)	指定管理者制度導入施設	
(4)	改定のサイクル	
5	減額・免除制度について	15
(1)	減額・免除制度の基本的な考え方	
(2)	回数の制限	
(3)	団体にかかる減額の設定	
(4)	個人にかかる減額の設定	
(5)	その他の取り扱い	

はじめに

本市におきましては、平成18年7月に行財政改革全般にわたる見直しの方針として、「志布志市行政改革大綱」を定め、その実施項目として、「補助金等の整理合理化」と「受益者負担の適正化」を図ってきました。

平成29年3月には第2次志布志市行政改革大綱を策定し、実施計画である行政改革アクションプランにおいて、中長期的な視点で限られた財源を重点的及び効果的に配分し、健全な財政運営を継続するために補助金運用の適正化の推進等により積極的な歳出見直しを図ることとしています。

本市の補助金制度につきましては、合併後旧町ごとの補助制度を参考に継承、新設、統廃合を行いながら実施してまいりましたが、年々厳しさを増していく財政状況の中、効果的で効率的な補助事業への見直しが急務となっています。また、補助金が一旦予算化されると、その効果が十分に評価されないまま長期化・固定化するなど、補助金が既得権化し公平性が損なわれるおそれがあることから、既存の事業について補助効果等を検証し適正化を図る必要があります。

また、使用料の算定については、施設の維持管理費を考慮した歳入の確保や、利用者と非利用者との負担の公平性を考慮した適正な価格を設定する必要があります。

本指針は、「補助金等の整理合理化」と「受益者負担の適正化」を図るための方針を示すことにより、自主性・自律性の高い財政運営及び行政サービス水準を確保することを目的として策定するものであります。

I 補助金制度に係る指針

1 補助金の整理合理化について

国・地方とともに厳しい財政状況の中、本市における行財政改革の一環として、補助金等について行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、要綱の終期等に捉われることなく全ての補助金をゼロベースに戻して見直すこととする。

2 現状と課題

(1) 現状

本市では、平成30年度予算（6月補正後）で166件、約18億3百万円の補助金（負担金、交付金除く。単発的な補助金も含んだ額）が計上されており、各種団体への補助金から市民個人への補助金まで、さまざまなもののがまちづくり等に活用されている。

■補助金の状況

平成20年度当初予算	平成30年度予算（6月補正後）
市単独補助事業 145件 602,754千円	市単独補助事業 131件 742,921千円
国・県補助事業 22件 319,064千円	国・県補助事業 35件 1,060,239千円

(2) 課題

補助金は、行政上の目的を持ったお金であり、これまで市の施策を展開する中で行政の補完的な役割を果たしてきたおり、その効果的な活用により地域活性化や産業振興などの公共課題の解決にも有効な手段となってきた。しかし、その一方で、以下のような課題もある。

① 補助金の長期化・既得権化

補助金は、社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について隨時見直しが行われるべきであるが、一度補助メニューができるとそれらの見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちである。

② 交付団体の自立の阻害

団体運営補助については、団体が補助金へ依存し、自らの手で自主的に運営を行うことが阻害されているおそれがある。

今後、財政事情が厳しさを増す中で、補助金総額の縮減を図るとともに、次の点に留意しながら、このような問題を解決していく必要がある。

- ・行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等の精査
- ・要綱等における交付目的等の明確化、交付基準の適正化による補助金の安易な交付の抑制
- ・補助期間の終期設定による補助金の固定化及び既得権化の抑制
- ・補助金交付状況の市民への積極的な情報開示

(3) 現補助金の種別とその課題

現在本市が交付している補助金について、便宜上その性格を次のとおり整理する。

① 振興事業費補助

【性格】団体等が行う特定の事業に対してその事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励するために事業費の一部あるいは全部を補助金として支出するもの。従って補助金の使途はその事業に限定される。

② 運営費補助

【性格】ある団体等の行う事業に公益性があると市が認識し、その団体を経済的に支援するために補助金を支出するもの。従って、補助金の使途は特定事業に限定しておらず、補助金がその団体のどの事業に、どのような形で生かされたのかが判然としない。

③ 利子補給金

【性格】市民等の借入金に係る利子に対する補助。

④ その他補助

【性格】振興事業費補助、運営費補助、利子補給金以外の補助。

3 整理合理化の視点

(1) 基本的な視点

全ての補助金をゼロベースで再検証し、より効果を発揮できる制度へと改善、見直しを行うとともに、費用対効果が低くなった既存の補助金を廃止することで、限られた財源を新たな施策に振り向けていく。

また、年数の経過とともに既得権化を助長し公益性が乏しくなることや、社会情勢の変化等により開始時の目的や効果が低下することが考えられることから、年度ごとに以下の視点で評価を行い、事業の必要性や補助金のあり方について検討を行う。

① 財政的視点

中期財政計画に基づく歳出削減の一環として、補助金総額の削減を図る観点から、恒常に交付している補助金、補助目的が達成されたと認められるもの、統廃合すべきもの等について見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る必要がある。

② 補助事業内容重視の視点

事業内容について、公益性が高く、市民のニーズに合致しているか、さらに使途が適切であるかなど、その内容を見直すことにより、交付事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図る必要がある。

③ 客観的視点（交付基準）

補助金交付のあり方を統一した基準で判断し、公平・公正な審査及び検討を行う必要がある。

（2）評価項目

① 目的妥当性

- ・市の政策体系に基づくものか。
- ・市が関与して推進すべき事業か。
- ・対象・意図は適正か。

② 有効性

- ・市民のニーズに対応したもので、補助金交付の効果があるか。
- ・事業を廃止した場合どのような影響があるか。
- ・類似事業はないか。

③ 効率性

- ・成果を下げずに事業費を削減できないか。
- ・事務の効率化は図れないか。

④ 公平性

- ・事業が特定の受益者に偏っていないか。
- ・他の事業と比較して補助率は適正か。

（3）整理合理化の重点項目

① 振興事業費補助への移行

補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助されるべきものであり、事業計画、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断された場合に、補助金を交付していくものとする。このように補助対象を明確に事業費に限定することで、補助の効果、必要性を問う事業評価につながる。

② 運営費補助のあり方

「振興事業費補助への移行」の考え方から、団体運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していくものとする。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合は、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助も必要であるため、団体の自立の促進

を図りながら、終期を定めるものとする。

③ 公募型補助金制度の検討

時代の変化に伴う市民ニーズの多様化が進む中、地域における市民活動への助成要望が増えつつある。市民との協働の推進に向け、パートナーとして信頼関係を保ちつつ、団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成は、重要性がますます高まっている。そのために、公募型補助金制度の創設検討及び既存補助金の性質に応じた公募型補助金への転換の検討が必要である。

④ 終期の設定（サンセット方式の確立）

補助が長期間にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表出してくる。そのため補助金については、適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。新たな補助金については、開始時に、既存の補助金は改めて終期を設定する。なお、終期は通算3年以内を原則とする。

4 補助金の交付と見直しに関する基準

補助金は、終期の有無にかかわらず年度ごとに事業目的と効果を検証したうえで、見直しまたは統廃合を積極的に行うものとし、そのうえで必要となる補助金については、以下の基準と方針に基づいた補助金制度の運用を行うものとする。

（1）補助金交付基準【別表1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることになっている。公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるのでなければならない。この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付（審査）するための基準や予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この基準に基づき審査決定する。

（2）補助金見直し基準【別表2】

終期設定の原則から、補助金は通算3年以内で交付を終了する。しかしながら継続する必要が認められる場合もあることから、その継続、廃止等の見直しのための判断基準として補助金見直し基準を設け、終期到来時に再度ゼロベースでの見直しを行う。なお、この基準は、補助金交付基準を踏まえ適用する。

ただし、平成32年度当初予算においては、終期の有無にかかわらず全ての補助事業についてゼロベースで見直すこととする。

（3）補助金制度の公表

補助金制度の透明性を確保し、事業効果の客観性を担保していくため、補助金の現状について市民への公表を行う。

【別表1】補助金交付基準

内容	項目	説明
1 判 断 指 針	(1) 事業の公共性 (必要性、公益性)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供することのないもの。 ② 行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。 ③ 地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。
	(2) 事業の効果性 (有効性・効率性・適時性)	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金の交付に対して効果が認められること。 ② 事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。 ③ 多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。 ④ 社会情勢から時宜をえていること。
	(3) 団体等の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体等の決算において、補助事業に係る繰越金または余剰金等が補助金額を超えていないこと。 ・団体等において適正な監査機能を有していること。（各支部等における補助経費を含む） ② 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
2 補 助 対 象 經 費	(1) 事業費対象の原則	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。（ただし、設立したばかりの新規団体に対する場合は除く） ② 現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。 ③ 調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。 ④ 補助事業に係る費用の支出については、市の規則等に準ずること。
	(2) 補助率・補助単価の明確化の原則	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定する。
3 期 間	(1) 終期の設定の原則	<ul style="list-style-type: none"> ① 市単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了する。 ② 国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお補助期間内であっても必要に応じて見直す。

【別表2】補助金見直し基準

方向	項目	見直し手法、内容等
1 継続 (見直しを含む)	(1) 法令等により補助の実施が義務付けられているもの。	(ア：経費精査)
	(2) 国、県の補助金を財源の一部として当てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの。	(ア：経費精査) ※国県補助終了をもって廃止
	(3) 他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの。	(ア：経費精査) + (ウ：決算確認) ※他市等との協議
	(4) 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの。	(ア：経費精査) + (ウ：決算確認)
	(5) 「補助金交付基準」(別表1)に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。	同上
2 廃止	(1) 既存の団体運営経費に対する補助。	廃止（場合により事業費補助金への切替等）
	(2) 施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの。	廃止 {場合により、(イ：年次縮減) + (エ：終期設定)等の手法による縮減}
	(3) 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。	同上
	(4) 長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの。	同上
	(5) その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助するもの。	同上
3 費目 変更	補助金になじまない事業（市の直接経費での支出）	※委託費、報償費等の検討 {場合により (ア：経費精査) + (ウ：決算確認)}
4 統合	交付基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助（委託）があるため、整理統合により効果があがるもの。	(ア：経費精査) + (ウ：決算確認) + 同一団体に対する場合（補助、委託等）及び同一趣旨の統廃合

(見直し手法の凡例と補足説明)

- (ア) …経費の精査（見直し）
- (イ) …年次的縮減（現在額×1／終了までの年限）
- (ウ) …決算の確認（補助事業に係る繰越金又は剰余金が補助金額の1割を超えると判断される場合、繰越金等の1／2に相当する額を補助金から削減する。）
- (エ) …終期の確定

II 受益者負担の適正化（使用料見直し）に係る指針

1 使用料設定の基本

(1) 使用料設定に関する基本的な考え方

① 受益者負担の原則

市民が市の施設を利用する際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担（使用料等）をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保される。これが受益者負担の考え方である。

施設の維持管理費等の経費については、そのすべてを公費で負担することは困難であるから、「受益者負担の原則」に基づき、原価（コスト）について受益者に応分の負担を求めることとする。

② 算定方法の明確化

市が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要がある。

これまで、国や県が算定している経費を基に使用料を定めているものや、近隣市町村との統一基準により改定を行っているものについても、基本的には市独自の算定方法を明確にしていくものとする。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方について整理することとする。（10 ページ以降参照）

使用料算定の基本的方式は、下記のとおりとする

使用料算定の基本的方式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

原価：施設の維持管理費、人件費等を基に算定

性質別負担率：各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合

（12 ページ「3 施設の性質別分類と負担割合」参照）

(2) 検討対象施設

次の①及び②の施設以外は、すべて検討対象施設とする。

※ 予算科目の使用料収入にあたる施設に限定しない。（負担金収入・雑入の施設なども一部含む）

① 算定方法が法令等で定められている施設

（国・県の機関が算定している経費を基に使用料額を定めている施設。）

例：市営住宅

② 措置または介護サービスとしての施設（ただし、目的外利用は検討対象とする。）

例：母子生活支援施設（南風寮）

2 原価の算定

(1) 原価算定に関する基本的な考え方

① 原価の基礎

施設の整備・運営に要する経費である①維持管理費、②職員人件費、③備品購入費（減価償却費）④用地取得費、⑤建物建設費（減価償却費）等のうち、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費を使用料の「原価の基礎」とする。

② 公費で負担する範囲

(ア) 用地取得費及び建物建設費

当該施設に係る用地取得費、建物建設費を使用料の積算根拠に含めることは施設の設置及び管理に係るフルコストという意味では必要であると考えられる。

一方、これらの施設は「市民全体の財産」であり、用地取得費、建物建設費については、すべての市民に利用の機会を提供するための費用であると考えられ、使用料の対象となる経費からは除外することが適当である。

よって、使用料の「原価の基礎」には、原則として用地取得費や建物建設費は含まないものとする。

(イ) 大規模修繕費及び高額備品購入費

施設の維持管理費のうち大規模修繕費（おおむね1千万円以上）や高額備品購入費（おおむね百万円以上）についても、上記（ア）の経費に準じるものとして公費で負担するものとする。

<公費負担の範囲>

- ・用地取得費（用地賃借料を含む）
- ・建物建設費（減価償却費含む）
- ・維持管理費（大規模修繕費、高額備品購入費）
- ・職員人件費（下記の人事費を除いた、施設の事業運営等に係る人件費）

< 受益者負担の範囲 >

- ・恒常的維持管理費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、修繕費、使用料及び賃借料等）
- ・備品購入費（減価償却費含む）※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令による
- ・職員人件費（施設の維持管理や貸出し業務等に係る人件費）

(2) 使用料算定の方法

① 原価の単位

原価の単位は、次の(ア)、(イ)、(ウ)に大別する。

(ア) 1 m²当たりの時間原価

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切り（占有）で利用する場合については、1 m²・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じ施設ごとの「原価」とする。ただし、公民館等同一種類の施設については、当該同一種類の全施設について統一した「原価」を設定することができる。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価}$$

$$= (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

※年間使用可能時間＝前年度の使用実績を基に設定した、当該年度の使用時間

(イ) 利用者1人当たりの原価

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの原価を単位とする。

$$1 \text{ 人当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設利用者目標数}$$

※施設利用者目標数＝前年度の利用実績を基に設定した、当該年度の利用者数

(ウ) 付帯設備の原価

施設に付帯している冷暖房装置、音響設備及び特殊な照明等の設備については、利用者が選択可能な場合は、(ア)とは別に、1時間当たりの原価を算定する。

$$1 \text{ 時間当たりの原価} = 1 \text{ 時間当たりの原価} \text{ (理論値又は実績値)}$$

② 使用料の算定式

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切り（占有）で利用する場合についての使用料の算定は以下のとおりとする。

$$1 \text{ 時間当たりの使用料額} = \text{原価} (1 \text{ m}^2 \text{当たりの時間原価} \times \text{貸出面積}) \times \text{性質別負担率}$$

※性質別負担率：各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合

(13ページ「(3) 各分類枠の考え方と性質別負担率」参照)

※ 使用料算定式の特例

(ア) 祝日に利用する場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。

(イ) 入場料等を徴収するなど営利を目的とする場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。

3 施設の性質別分類と負担割合

(1) 性質別分類に関する基本的な考え方

市の施設には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがある。一方、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサ

ービスで、民間にも類似のサービスが存在するものもある。

使用料の設定に当たっては、このような施設ごとのサービスの内容について検討し、サービスの性質別に、原価に対する「受益者負担率」を設定するものとする。

(2) 性質別分類

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、前記(1)に基づき、以下の基準による仕分を組み合わせることにより、4分類枠（性質別仕分）を設定し、それぞれの施設が、どの分類枠に属するかを整理する方法により行う。

(ア) サービス内容が必需的か選択的かによる区分【横軸】

① 必需的（公共部門）サービス

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス

② 選択的（私的部門）サービス

生活や余暇をより快適にするためのサービスで、人によって必要性が異なるサービス

(イ) サービスの内容が私益的か公益的かによる区分【縦軸】

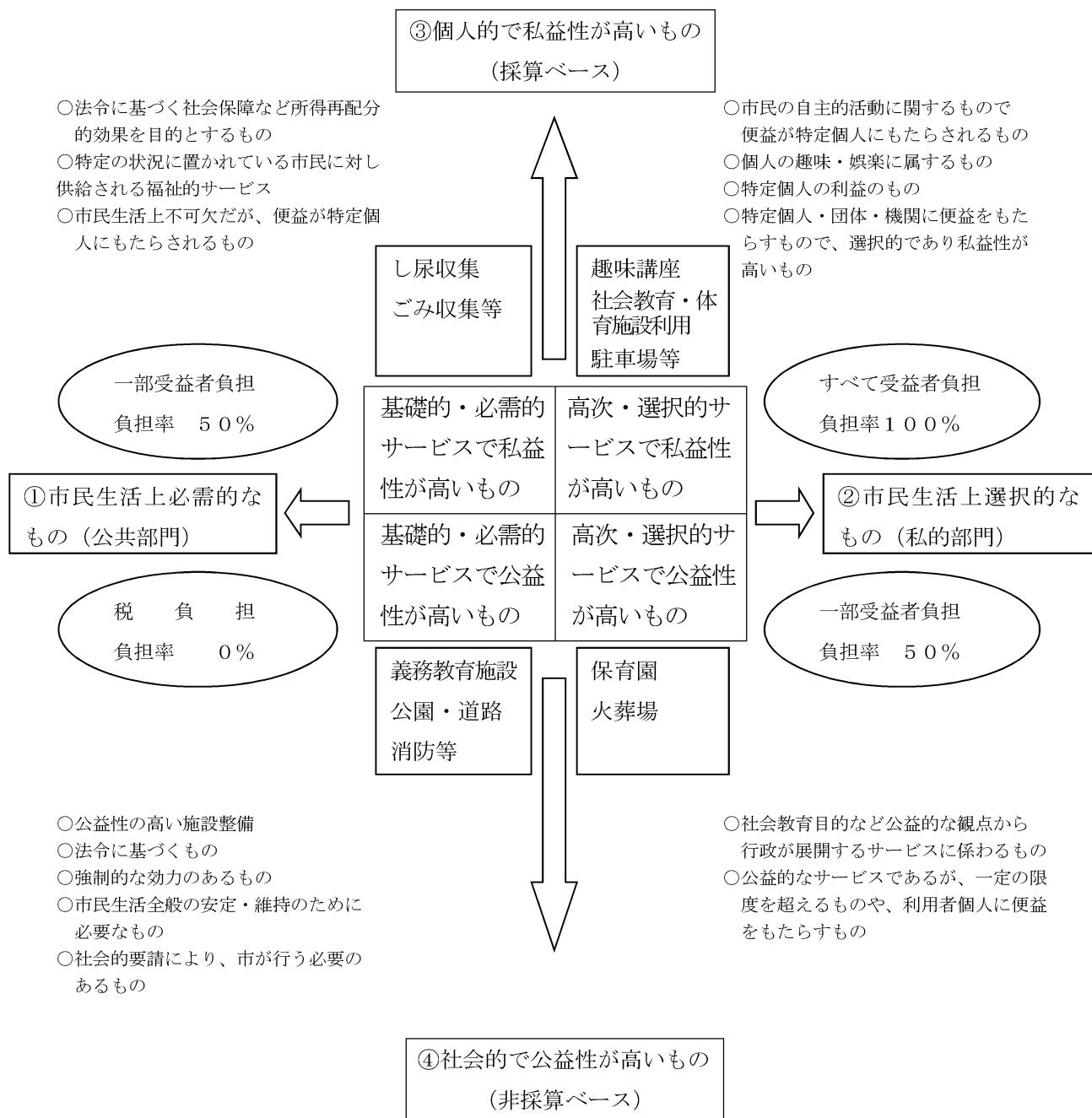
③ 私益的（採算ベース）サービス

民間でも同種類似のものが提供されているサービス

④ 公益的（非採算ベース）サービス

民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(3) 各分類枠の考え方と性質別負担率



(4) 施設を各分類枠へ仕分けする方法

施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。

(5) 各施設における目的外利用の取り扱い

各施設における目的外利用については、原則として受益者負担 100% として対応する。

「目的外利用」とは、基本的に、条例等に定められた①開館時間以外の場合、②本来の利用対象者以外の場合とする。その他の観点から目的内か目的外かを判断する場合は、施設ごとに明確な根拠のある基準を示すものとする。

4 円滑な改定のための措置

(1) 激変緩和措置

本指針に基づき、使用料の改定を行うことにより、使用料が急激な負担増とならないようとするため、激変緩和措置をとることとする。

措置としては、現行料金の額に応じて、以下のとおり上限改定率を設定する。

現行料金	上限改定率
500円以下	50%
500円を超え2,000円以下	40%
2,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※現行料金とは、施設使用の場合は1時間当たりの、プール等の個人利用の場合は1回当たりの利用料金とする。※新規に算出する場合は、この限りではない。

(2) 受益者負担適正化の実施に当たって

本指針の基本的な考え方を踏まえた上で、個々の施設において次に掲げる現況を考慮のうえ実施する。

- ① 近隣市町村、類似団体及び民間施設と比較して、使用料額に著しい乖離がないかどうか。
- ② その他使用料を改定することにより、利用率の低下等施設本来の利用目的を損なう恐れがないかどうか。

(3) 指定管理者制度導入施設

当該施設に指定管理者制度を導入する際は、あらかじめ本指針に基づき、使用料の算定や政策判断としての減額免除の範囲について、双方で協議を行い、協定書を締結するものとする。

(4) 改定のサイクル

一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする。

5 減額・免除制度について

(1) 減額・免除制度の基本的な考え方

減額・免除制度については、「受益者負担の原則」徹底の観点から、あくまでも「政策的で特例的な措置」であることを確認し、その適用については、真にやむを得ないものに限定する。また、よりいっそうの公平性・公正性を確保するため、できるだけ共通の対応となるように「基準の統一」を図るものとし、原則として以下のとおりとする。

ただし、その他市長が特に必要と認める場合は、以下の規定とは別に全額免除又は減額できるものとするが、その場合でも「市民負担の公平性」と「公共性・公益性」とを十分検討した上、判断するものとする。

団体にかかる規定（原則10人以上とする）

- ① 本市及び本市の機関が主催するとき 【免除】
- ② 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 【免除】
- ③ 市内の保育園、幼稚園、小・中学校及びその他の学校が教育目的で利用するとき 【減額】
- ④ 市（行政委員会含む）が共催するとき 【減額】
- ⑤ 公共的団体、登録団体等が行政活動への協力目的で利用するとき 【減額】
- ⑥ 構成員の半数以上が障害者の団体が利用するとき 【減額】
- ⑦ 構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用するとき 【減額】
- ⑧ 構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用するとき 【減額】

個人にかかる規定

- ① 障害者（介助者1名含む）が利用するとき 【減額】
- ② 65歳以上の者が利用するとき 【減額】
- ③ 高校生が利用するとき 【減額】
- ④ 小・中学生が利用するとき 【減額】
- ⑤ 学齢前の幼児が利用するとき 【減額】

(2) 回数の制限

施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする。

(3) 団体にかかる減額の設定

団体にかかる減額については、団体の属性によって異なる場合、収納事務上の煩雑さが増すことから、できるだけ簡素な構造とする。また、利用者・非利用者間の公平性を担保する上からは、利用者である受益者が負担する分と、市（公費）が負担する分を「等分」とし、一律に5割減額とする。

(4) 個人にかかる減額の設定

個人にかかる減額については、通常料金に対して、以下のとおりとする。

なお、適用する施設は、プールなどのように個人利用を想定した施設に限るものとする。ただし、あらかじめ減額・免除規定の適用後の金額で使用料を設定できるものとする。

障害者	5割減額
65歳以上	5割減額
高校生	2.5割減額
小中学生	5割減額
学齢前の幼児	7.5割減額

(5) その他の取り扱い

① 施設の目的外利用時の減額・免除の適用

施設の目的外利用に当たる場合は、減額しないことを原則とする。

② 免除・減額事務の省略

使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を図る。

③ 資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要がでてくる。①年齢、②障害の有無、③団体の構成人数、④団体の性格等が判断基準となっていることから、それぞれについて妥当な方法により確認をするものとする。